

(健 I 90)

令和元年7月11日

都道府県医師会

担当理事(産業保健・医師の働き方) 殿

日本医師会

常任理事 松本吉郎
(公印省略)

各都道府県における医療機関に対する労働時間等説明会の開催等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素、本会産業保健分野並びに医師の働き方に関し種々ご理解賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、厚生労働省より医師・看護師等の宿日直基準の明確化及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方が示され、貴会担当理事宛に通知したところです(令和元年7月3日付 健 I 88)。

その中で「医師看護師等の宿日直許可基準」及び「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方」等に関する医療機関向けの説明会を、都道府県医師会、都道府県労働局、都道府県(医療勤務環境改善支援センター)の共催で実施することとしておりましたが、この度、厚生労働省医政局医療経営支援課医療勤務環境改善推進室から都道府県医療勤務環境改善担当課に通達(別添③)が発出され、合わせて本会あてに協力方依頼がありました。

これは、医療機関に対して労働時間等に関する説明会を開催する必要性について本会と厚生労働省の間で協議し、実施に当たっては地元の医療事情を把握している都道府県医師会もその主体に入ることで一致したことによります。

本件は、医業に従事する医師に関して働き方改革の取組を進める中、時間外労働の上限規制が令和6年4月1日に適用される前までに、改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた医療保健業に対する労働時間等説明会を開催し、自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行うことを目的として、厚生労働省が関係団体の協力の下に実施するものです。

つきましては、貴会におかれましては、協力依頼文書(別添①)および労働基準局から都道府県労働局宛発出された指示(別添②)をご参照していただき、関係機関と共催のうえ、下記のとおり説明会を実施していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本件は厚生労働省（医政局・労働基準局）と調整済みであることを申し添えます。

記

医療保健業に対する労働時間等説明会 （以下、「説明会」という）について

1. 説明会の実施主体

都道府県医師会、都道府県労働局または労働基準監督（以下、「都道府県労働局等」という）および都道府県

2. 対象者

都道府県内の医療機関

3. 開催方法

都道府県医療勤務環境改善支援センター運営協議会等を活用して、都道府県労働局等および都道府県と開催方法等を調整する

実施に当たっては関係諸団体（都道府県社会保険労務士会等）にも適宜声かけする

※説明会の開催場所および回数、開催時期等、詳細は別添①・②をご参照ください。

以上

事務連絡
令和元年7月9日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課
医療勤務環境改善推進室

各都道府県における医療機関に対する労働時間等説明会の開催等について（協力依頼）

厚生労働省では、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を受けて「医師の働き方改革に関する検討会」を設置し、議論を重ね、本年3月に報告書を取りまとめました。

また、厚生労働省労働基準局長から、各都道府県労働局長あて令和元年7月1日付け基発第0701第8号「医師看護師等の宿日直許可基準」等の通知が発出され、同日付で貴会へ情報提供したところです。

つきましては、これらの内容を医療機関に周知すべく、都道府県医師会、都道府県医療勤務環境改善担当課並びに都道府県労働局の共催により労働時間等説明会（以下「説明会」という。）を下記の要領により開催いたしますので、貴会にもご協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、下記の内容は、労働基準局と調整済みであることを申し添えます。

記

1. 説明会の開催主体等

説明会は、都道府県医師会（以下「医師会」という。）、都道府県労働局（又は労働基準監督署）（以下「労働局等」という。）及び都道府県との3者共催を原則とします。対象は、各都道府県にある医療機関とする。説明会の開催にあたっては、都道府県医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」という。）運営協議会等を活用して、都道府県労働局及び都道府県と開催方法等を調整し、原則として、労働局等からは労働基準法等の改正内容を含む労働時間に関する法制度等について、都道府県担当部署（勤改センター含む）等からは医師の働き方改革の推進（医師偏在対策の都道府県における取組方針等や地域医療提供体制における機能分化・連携に関する説明を含む）について説明することとします。説明会の庶務は、労働局等が実施します。

なお、都道府県によっては対象医療機関数が多数にのぼり、単年度での開催が困難な

ことも想定されます。この場合は、複数年で計画的に実施することとしても差し支えありませんが、医療機関での準備期間等を考慮し、令和元年度中に少なくとも1回は開催し、できる限り令和3年度までの3年間で集中的に実施するよう、都道府県勤務環境改善担当課及び労働局等と調整をお願いいたします。

2. 説明会開催場所・実施回数

都道府県の実情に応じて適宜開催

(全県域対象に複数回実施・2次医療圏ごとに実施・労働基準監督署管轄区域ごとに実施、など各地の医療機関数や地理的条件に応じて)

3. 説明会開催時期

令和元年度から令和5年度までの間

ただし、最初の3年間に集中実施し、令和元年度中に少なくとも1回以上開催することとします。

4. 説明会進行イメージ（全体で120分程度）

※あくまでイメージであり、労働局及び都道府県と調整し内容を変えて差し支えありません。

- | | |
|--|---------------------|
| ・開会のあいさつ（3分） | ※労働局等 |
| ・資料確認等事務連絡（1分） | ※労働局等 |
| ・宿日直及び研鑽にかかる通知の説明（30分） | ※労働局等 |
| ・医師の働き方改革に関する全般的説明（都道府県（勤改センター等）が講師をアレンジしての説明、もしくは説明用動画（厚生労働省本省職員による解説）の放映）（30分） | |
| ・医師偏在対策の都道府県における取組や地域医療提供体制における機能分化・連携について（30分） | ※都道府県 |
| ・質疑（20分） | ※都道府県（勤改センター等）、労働局等 |
| ・閉会の挨拶（5分） | ※都道府県（勤改センター等） |

5. その他

労働基準局から都道府県労働局に対しては、別紙のとおり指示を発出しているので、実施調整にあたっての参考としてください。なお、説明会の実施に当たっては、関係諸団体（例：都道府県社会保険労務士会）にも適宜、声かけするようお願いいたします。

医療保健業に対する労働時間等説明会の開催について

1 趣旨

医業に従事する医師に関しては、働き方改革の取組を進める中、時間外労働の上限規制の適用が令和6年3月31日まで猶予されていることから、適用猶予期間中の長時間労働削減に関する自主的な取組が重要である。そのため、厚労省は、業界団体の協力の下、改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた医療保健業に対する労働時間等説明会を開催し、自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行う。

2 開催案

〈実施主体〉都道府県労働局(労働基準監督署)

都道府県医師会

都道府県(医療勤務環境改善支援センター)

※ 共催を基本とする
(庶務は労働局)

〈対象〉 (公社)日本医師会、(一社)日本医療法人協会、(一社)日本病院会、(公社)全日本病院協会、(公社)日本精神科病院協会、(公社)全国自治体病院協議会及び(一社)全国医学部長病院長会議の各会員

※ 上記団体から各都道府県支部を通じて医療機関へ開催時の参加推奨等

※ 上記団体のいずれにも属していない病院についても、別途説明会を開催

〈説明会内容〉

- 労働基準監督署から労基法等の説明を行う(宿日直許可基準の改訂内容や、研鑽の取扱いに関する説明含む。)
- 都道府県(医療勤務環境改善支援センター等)から支援策や改善例などの説明、「医師の働き方改革に関する検討会」で示された医師の働き方改革の今後の方向性(上限時間数、暫定特例水準対象範囲等)や医師偏在対策及び地域医療構想に向けた支援等の説明を行う
- 医師会や病院団体などから業界としての対策の説明や会員への協力依頼を行う

3 その他

- ・ 5年間で全ての会員を対象に説明会を実施するが、会員での準備期間等を考慮し、できる限り最初の3年間で集中的に実施する(令和元年度に少なくとも1回以上開催)
- ・ 本説明会の開催場所や内容等については、都道府県医師会や都道府県等と事前に調整・検討を行うこととし、必要な調整・検討を行うことが可能な場合は、都道府県(医療勤務環境改善支援センター)が設置している運営協議会等を活用しても差し支えない
- ・ 上記運営協議会に参加している団体又は傘下医療機関の中から、業界団体内における推進役を決めていただくよう行政から働きかけを行う
推進役は、例えば、実態の把握、取組方針の調整・検討、意見の取りまとめを行う
- ・ 行政は当該推進役に情報提供等必要な支援を行う
- ・ 取組に当たって困難な点があれば行政が相談・支援を行う

事務連絡
令和元年7月9日

各都道府県医療勤務環境改善担当課 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課
医療勤務環境改善推進室

各都道府県における医療機関に対する労働時間等説明会の開催等について（依頼）

厚生労働省では、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を受けて「医師の働き方改革に関する検討会」を設置し、議論を重ね、本年3月に報告書を取りまとめました。

また、厚生労働省労働基準局長から、各都道府県労働局長あて令和元年7月1日付け基発第0701第8号「医師看護師等の宿日直許可基準」等の通知が発出され、同日付で貴課へ情報提供したところです。

つきましては、これらの内容を医療機関に周知すべく、都道府県労働局及び都道府県医師会と調整し、労働時間等説明会（以下「説明会」という。）を、下記の要領により実施いただくよう、ご協力願います。

なお、下記の内容は、労働基準局及び公益社団法人日本医師会と調整済みであることを申し添えます。

記

1 説明会の開催主体等

説明会は、都道府県労働局（又は労働基準監督署）（以下「労働局等」という。）及び都道府県医師会（以下「医師会」という。）との3者共催を原則とする。対象は、各都道府県にある医療機関とする。説明会の開催にあたっては、都道府県医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」という。）運営協議会等を活用して、都道府県労働局及び医師会と開催方法等を調整し、原則として、労働局等からは労働基準法等の改正内容を含む労働時間に関する法制度等について、都道府県担当部署（勤改センター含む）等からは医師の働き方改革の推進（医師偏在対策の都道府県における取組方針等や地域医療提供体制における機能分化・連携に関する説明を含む）について説明することとする。

説明会の庶務は、労働局等が実施する。

なお、都道府県によっては対象医療機関数が多数にのぼり、単年度での開催が困難な

ことも想定される。この場合は、複数年で計画的に実施することとしても差し支えないが、医療機関での準備期間等を考慮し、令和元年度中に少なくとも1回は開催し、できる限り令和3年度までの3年間で集中的に実施するよう、労働局等と調整をお願いする。

2. 説明会開催場所・実施回数

都道府県の実情に応じて適宜開催

(全県域対象に複数回実施・2次医療圏ごとに実施・労働基準監督署管轄区域ごとに実施、など各地の医療機関数や地理的条件に応じて)

3. 説明会開催時期

令和元年度から令和5年度までの間

ただし、最初の3年間に集中実施し、令和元年度中に少なくとも1回以上開催することとする。

4. 説明会進行イメージ（全体で120分程度）

※あくまでイメージであり、労働局及び医師会と調整し内容を変えて構わない。

- ・開会のあいさつ（3分） ※労働局等
- ・資料確認等事務連絡（1分） ※労働局等
- ・宿日直及び研鑽にかかる通知の説明（30分） ※労働局等
- ・医師の働き方改革に関する全般的説明（都道府県（勤改センター等）が講師をアレンジしての説明、もしくは説明用動画（厚生労働省本省職員による解説）の放映）（30分）
- ・医師偏在対策の都道府県における取組や地域医療提供体制における機能分化・連携について（30分） ※都道府県
- ・質疑（20分） ※都道府県（勤改センター等）、労働局等
- ・閉会の挨拶（5分） ※都道府県（勤改センター等）

5. その他

労働基準局から都道府県労働局に対しては、別紙のとおり指示を発出しているので、実施調整にあたっての参考とすること。なお、説明会の実施に当たっては、関係諸団体（例、都道府県社会保険労務士会）にも適宜、声掛けするようにご協力願います。